

F D 再 考

— 日本とアメリカの歩みから —

寺 崎 昌 男

1 はじめに

前号に続いてアメリカの大学教師論を文献紹介的に検討する予定であった。しかし筆者の今年度の異常な多忙さのため、同じような密度でその続編をまとめることができない。そこで本号では、このところ特に強い関心を集めているFD (faculty development)の問題について、断章めいた論考を報告しておきたいと思う。

FDは、広く知られているように、1998年の大学審議会答申(「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性輝く大学」1998年10月)で強調され、これを受けて、後に述べるように省令で法制化され、努力義務の一つとして位置づけられている。この動きのもとで、各地の大学ではとみにFD活動が活発化し、筆者も講師等に招かれる機会が増えた。このような近年の動向が、この小論を執筆する動機の一つである。

しかしそれだけに止まらず、筆者の大きな関心は、FD問題が、前号に寄せた大学教師の専門職論と深いつながりをもつ点にある。

いうまでもなくFDは「能力」と「教員(集団)」という二義をもつfacultyという言葉に、それを発達・開発させる(develop)という語を加えたタームである。後に紹介するように、少なくともアメリカではそのように慣用されているという。とすれば、①FDの前提にはそもそも大学の教員(集団)の使命や職務を

どう設定するか、すなわち専門職者論が問われるはずであり、他方、②ファカルティーを「能力」と見る場合には、(教員の)能力のどの側面を開発することになるかが直ちに問題となる。こうした初歩的な問題から派生して、③大学の中で能力を開発すべきなのは教員(集団)だけなのか、④FDの機会を今後どのように設定してゆけばよいか、その他多数の課題が浮かび上がる。

他面、後に触れるように、FD問題に関する日本での紹介や考察は、まだ決して体系的なものと言うことはできず、特に内容的・質的な検討は、大学教育学会(旧一般教育学会)が長年行ってきた研究活動を除けば、まだ見るべき論考は多くない。

筆者は最近、『大学教育学会25年史』の監修と一部執筆に参加し、またアメリカのFD発展史に関する示唆的な文献に出会うことができた。それらの紹介も一つの課題としながら、初歩的な問いに返ることを試み、改めてFD問題を再考してみたいと思う。

2 FDの法的定義

FDとは何かについて定説的な定義があるとは思えない。最近のある啓発書に付された小事典には「大学における教員個人ないし教員団全体の教育力を改善・向上する組織的な取り組み。・授業参観やビデオ収録をもとにして教員同士が行う授業研究や、学生または

同僚教員による授業評価、自己点検・評価結果の利用、授業実践の情報や経験などの公開・交換などが事例としてあげられる」（大佐古紀雄他、2003）と記されているだけである。この定義は、現行法規をふまえたものと見られる。

大学設置基準には下のような条文がある。

「大学は、当該大学の授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究の実施に努めなければならない」（大学設置基準第二十五条の二）

この文言は前記の 1998 年大学審議会答申の線に沿って 1999 年に登場したものである。「努めなければならない」と結ばれているところから、行政上は、各大学にとっての努力義務規定だと解釈されている。このことは、よく知られている

だが考察のためには、次の諸点を吟味しておく必要がある。

第一に、この規定が暗黙の前提にしているのは、FDとは「授業」の内容・方法の改善なのだ、という命題である。言い換えれば、FD活動によって発達・開発されるべき「能力」は、もっぱら大学教員の「授業能力」だということである。それだけでいいのか、という問題が生まれる。活動の目標に関する問題である。

第二に、その活動は「組織的」なものでなければならないと規定されている。個人的な工夫やコツの開陳・交流ではなく、「当該大学」自体が公的かつ組織的に行うものでなければならないと読みとることができる。

別の言い方をすれば、教育課程を担う教授会その他の組織あるいは設置者たる法人（私学の場合）や、国立大学では役員会や教学経

営委員会といった組織が、正式に発議・計画・実施し、さらに財政的支援も行うものであって初めて法令のいう活動に当たる、と考えられる。

だが現場的発想からすれば、果たしてそういう活動だけがFDなのか、という疑問が残る。FDの形態に関する問題である。

第三に、条文の末段で「研修」と「研究」は区別されている。その趣旨は何か。この二つはどう違うのか。重要な法文であるのに、この点は明確ではない。

法令上研修的活動が最も集中的に規定されているのは、教育公務員特例法である。同法第19条1項には「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」とあり、次いで第2項で、「教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない」とある。第2項は、研修に関わる施設整備や方法計画などについて、特段に任命権者の義務を明記している条文である。（従ってこの条項は教育公務員の「研修権」を保障した条項として有名であり、ときに裁判上の係争点になることもある）。注目されるのは、第1項で「研究」と「修養」が併記されているにもかかわらず、実施義務を定めた第2項では「修養」を受けていない。これからみると、「修養」は、教育公務員が行う個人的な自己教育の謂であって、あくまで自発性を基盤とする個人的営為として位置づけられていると見られる。任命権者の行う「研修」とは質を異にするものである。

これに比べ、大学設置基準の規定では「研修」と並ぶのは「研究」である。「学術の中心」

である大学（学校教育法 52 条）に勤務する大学教員の位置が考慮されているのであろうか。しかし教育公務員特例法と違うのは、その両者が区別なく渾然と大学の「組織的活動」に委ねられている点である。これは、両者ともそれを行うことが「大学」の責務となる、という意味であろうか。それに加えて、ここにいる「研究」とは「大学」からの委託研究や学内奨励研究のようなものに限られるというのだろうか。あるいは大学教育改善の研究センターをつくれということなのか。

以上要するに、FD活動の内容に関する法規定はなお漠然としたものに止まっていると見られるのである。

以上のように、大学におけるFDの目標、形態、内容について法レベルではなお明確でない点が多々ある。授業改善以外の事項に関する研修・研究は奨励事項に止まる、と解釈していいのかといった問題も残っている。

刺激的にいうと、FDは、不明確なままに法制化される一方で、大学側の実施活動は拡大しつつある。しかし裏返して積極的に言えば、今後の実践によって、大学側から、現場的発想によって、いかようにも作り変えることができる活動でもある。本稿の考察は、ここに焦点を置きたい。

3 日本への導入

— 大学教育学会の役割

大学設置基準にFD規定が入ってきたのは大学審議会答申がきっかけだった、と先に書いた。

しかしそこにだけ着目すると、日本におけるFDに関する理解の歴史は1998年以降せいぜい6年間程度の極めて浅いものということになる。だが、概念および運動の歴史は実は

ずっと古い。1980年代半ばには注目され、それより先には研究も開始されていた。その役割を担ったのは、大学教育学会（当時・一般教育学会）である。

同学会でFDが主要な課題になった契機は、1985年の学会大会における研究発表にあった、と当事者は指摘する（絹川、2004）。すなわち、絹川正吉・原一雄両氏による「大学教員評価の視点」というのがそれである。「現代化されたリベラル・エデュケーションに対応する教員評価と、それを担保する継続的教員開発」を取り上げた発表であり、そのいずれの部分も、当時にあつては極めて耳新しいテーマであった。また「教員評価」とセットとしてFDが位置づけられていることは、注目してよい。2人の発表者が、建学以来アメリカ的なリベラル・アーツ教育を標榜してきた国際基督教大学のスタッフであったことは、リベラル・エデュケーション・教員評価・FDの三つを関係づける必然性があつたことを物語っている。

両氏の発表が行われた1985年度から、一般教育学会は、早速「faculty developmentの研究」というテーマを学会の課題研究として設定した。同学会はその6年前の1979年末に創立されていたが、84年度以前には三つしか課題研究を設定していない。このFDに関する課題研究は、実にそれに続く「第4課題研究」として取り上げられたのであり、学会自体にとっても大変早い取り組みだったわけである（2004年現在までは通計13課題）。

この時期、同学会でFD問題に積極的に取り組んだ会員には、それぞれ理事をつとめていた原一雄・清水畏三・関正夫といった人々があつた。清水氏は課題研究の責任者を務め、原氏はさまざまな機会にFD論を展開してい

わば代表的論者であり、関氏は自身が所属する広島大学大学教育研究センター（当時）を活用しながら、後にふれるような体系的研究を進めた。

今これらの人々の業績を云々する余裕はない。ただ、すでにこの時期にはっきりと「FD」という用語が正面切って紹介され、アメリカの状況を大いに参照しながら（清水、1986）体系的研究も始まっていたことを指摘しておきたかったのである。

しかし現在から見て注目すべきことを2点あげておこう。

第一は、先ず原氏のFD論が同じ1985年に臨時教育審議会でとりあげられたことである。

この年臨教審の第4部会にヒヤリングのため招かれた原氏は「授業改善には何よりも授業担当者に向けた大学教育全般に関する研修、すなわち、FDが不可欠なことを強く訴えた」という。その結果、中間報告には「ファカルティー・ディベロップメント」という語が登場したが、最終の「教育改革に関する第四次答申」ではこの言葉は削除されたと、回想している（原、1999）。すなわちFDという言葉は、高等教育政策に関するこの重要文書にいったん登場しかかりながら、最終的には消えたのだった。ただし臨教審答申中の高等教育関係部分には、少なくともカリキュラム改革、授業改革の必要性和緊急性が色濃く論じられていて、原氏の提供した情報や意見は決して効果皆無ではなかったと見られるのである。

第二に、原氏の論が主としてアメリカの理論や実践をふまえてのものだったのに対して、関氏のそれはイギリスも含めた視野でFDの理論と実践を展望した点に特色があった。

氏は、1986年発表の論考ですでにイギリスとアメリカのFDの、呼称問題の比較を論じ

ている。今日でも有用だと思われるので、関係部分を引用しておこう。

イギリスではFaculty Development (FD)ではなく、一般にStaff Development (SD)またはStaff Development in University (SDU)という表現を用いている。

Developmentの対象としてのStaffは、academic staff つまり大学教員だけでなく、non-academic staff つまり大学職員も含まれる。ところが、アメリカでは、development活動の力点はacademic staff つまりfacultyにおかれており、Staff Developmentではなく、Faculty Developmentという語が一般的に用いられている。SDにせよ、FDにせよ、1970年代以降、大学教員の資質の向上に関する諸活動を発展しつつある両国の場合、そこにいかなる背景・要因があったのであろうか（関、1986）。

関氏の比較考察の本論はここから始まるのだが、今は深入りできない。この論考によれば、イギリスにおける大学教授法研究や新任教員訓練 (faculty training, FT) 研修等の動きは、歴史的理由を伴っており、アメリカより古い、という。ちなみに、同じようにイギリスに着目した調査報告は、香取草之助氏らによっても一般教育学会機関誌に掲載されていた（香取他、1988）。関氏はまた、広島大学大学教育研究センターで1987～89年に行われたFD関係文献目録（伊藤、1990）の編纂と解題執筆にも協力している。

ちなみにこの目録はFDに止まらずおよそ大学の授業・学習に関する文献を網羅的に収めたものだが、総計は和文文献約720点、欧文（英語）文献約650点になる。しかしその中で特に「FD（教員集団の能力開発）関係」

と分類されているのは、和文 43 点、欧文 86 点で、それらのうち図書の形をなしているのは、和文文献ではただ 1 点に止まっている（欧文では約 30 点。なお和文文献は片岡徳蔵・喜多村和之編、1989）。当時の日本での研究・実践の未開発状況をうかがうことができる。

興味ある読者は、現在でも FD 理解に大きな示唆を与える関氏の先駆的論考や上記文献目録を参照していただきたい。筆者が指摘しておきたいのは、このような調査と分析がすでに日本でも 1980 年代半ばに、全国学会や大学の研究センターで始まっていたという事実である。1998 年の大学審議会答申に先立つこと 10 年であった。

さて大学教育学会は、一般教育学会と称していた時期の最後のころ、それまでの学会機関誌の中から 50 編の論文を選び、さらに解題を加えたアンソロジー（論集）を編纂し 1997 年に公刊した（一般教育学会、1997）。その第Ⅵ編は「教授団の能力開発（ファカルティー・ディベロップメント）」というテーマになっており、前掲絹川氏・関氏らの論考や当時の大学宛アンケート調査報告等全 14 編の論文が収められている。同学会は結成以来臨時教育審議会や大学審議会に多くの提言を行っていた。例えばバチェラー・コースの教育を「学部教育」と呼ぶのに代えて「学士課程教育」という語を用いること、全国の大学に大学教育研究センターを置いて教育の開発に当たること、といった諸審議会の論議に先立つ先駆的かつ実効性ある提言を公表してきている。そして FD に関する導入と研究活動もその顕著な一例をなすものであった。

なお、FD を日本語にどのように訳すかという点になると、今日でも定訳はないように見られる。一般教育学会では上記のように「教

授団の能力開発」という訳を与え、現在の大学教育学会もそれを慣用している。筆者もそれに従っている。他方、法令上の「研修」という言葉は同学会ではほとんど用いていない。また同学会は、その後も毎年の課題研究集会や大会で、断続的にはあるがたびたび FD 問題を取り上げ、今日にいたっている（大学教育学会 25 年史編纂委員会編、2004）。

4 アメリカにおける FD

— ガフとシンプソンの論考から

関氏の整理にあったように、イギリスより遅く始まったアメリカでは、いったいどうやって FD というタームが生まれ、どのように実践されてきたのだろうか。日本への圧倒的な影響から考えても無視できない問題である。かねて知りたいと思っていた。

先にも触れた広島大学大学教育研究センター（現・高等教育開発研究センター）の文献目録を見ると、1980 年代半ばごろまでの文献が涉猟されている。一瞥しただけでもすでに相当量の文献が出されていることが分かる。しかしその後の動向も含めて、アメリカの「FD 小史」というべきものはないだろうか。このように考えていたところ、折りよく好個の文献を読むことができた。

J. G. ガフと R. D. シンプソンによる「アメリカにおける FD (Faculty Development in the United States)」という論文である。

『Innovative Higher Education』という雑誌のエッセー欄に 1994 年に掲載された論文である。エッセーというにも関わらず、実に要領よくアメリカの FD の歴史と課題をまとめである。以下、それに沿って紹介しておこう。

アメリカにおける FD への気づきは 1970 年代であったとガフらは言う。「教授」（ティ

ーチング) という役割が大学教員の職務に登場してきたからである。

その背景には、①戦後のベビーブーム世代が大学年齢に到達したこと、②大学やカレッジが量的に増大したこと、③その中でスタッフを入れ替えずにいかにして大学の教授能力を高めるかが問われるようになったこと、④大学紛争後の学生たちが「新しい教育」すなわち学習と教授を統合するような教育を求めるようになったこと、⑤幾つかの大学で教授法開発プログラムが発足したこと、などがあるという。ただしこの時期の特徴は、外部の民間財団が各大学に対して財政援助を行うようになったことだ、とガフらは言う。すなわち、「外部資金援助による教授法研究」の時代が先ず来たのだということである。

この時期に「援助」された活動は、①教授スタッフの教授法学習、②各専門分野の学習支援、③教育目標の設定、④多様なメディアを用いての教育方法の開発、⑤研修指導者の設定、などであった。そしてこの時期のもう一つの特色は、FDプログラムというべきものが、学部等の単位をベースにおいたものに止まったことである。すなわち全学ベースのFDはまだ一般的でなかったということ、彼らは指摘している。

1980年代になると、全学に基礎を置くFDが展開されるようになる。その基盤になったのは、カリキュラム改革に収斂する新しい学問的挑戦が発生したことだ、というのがガフらの見解である。すなわちこの時期、FDの目標は、カリキュラムの変革をめざすものとなった。

70年代に支配的だった学科単位などのFDに代わって、グループによるFD活動が広まり、教育技術の開発は個人的作業でなく学部

あるいは大学単位の事業の一部となった。また、従来、ファカルティーはセミナーやワークショップによって勉強していた。だがこの時期になると、共通に持つべき教育に関する考え方、カリキュラムの基本構造についての学習などに変わった。コンピューターなどによる新しい学習法指導の開発、女性・少数民族問題を含む新カリキュラム、総合的人文科学カリキュラムなどの新デザインのカリキュラムへの対応、カリキュラムの成果に関する評価についての学習などに重心を移したというのである。

このような顕著な変化が生まれた背景を、ガフらは次のような諸点に求めている。

①教養教育の質が問われ、また内容的一貫性の保障が要請されるようになったこと、②大学教育における主専攻分野の強化が求められ、またその評価が問われるようになったこと、③ジェンダー・人種問題・民族問題などに留意したカリキュラム改革が進行したこと、④グローバルな視野に立つ教育内容の編成が求められるようになったこと、⑤カリキュラムを横断しての「論理的思考」や「作文能力」などの育成が必要になったこと。

このような背景があったと言われれば、先のFDの変化も理解できる気がする。アフリカ系アメリカ人の入学をめぐるアファーマティブ・アクションの動向やリベラル・アーツ教育の革新といった動きが80年代のアメリカ大学情報の中にたびたび報じられていたからである。

80年代を語るガフらの筆致はなかなか明晰である。

「オールラウンドのFDは、もはや遺物となりつつあった」「カリキュラム変革とFDとは同じコインの表と裏をなすものとなっ

た」というような表現がこの節には数多く出てくる。そして外部資金からの援助でFDが支えられるという事態は（はっきりとは書かれていないがおそらく）減って行き、次第に大学自身による自主的作業に変化していったものと思われる。

さてガフらは、1990年代の新しい動向にも筆を伸ばしている。

彼らが指摘するのは、FDを支える施設面の変化である。

多くの大学が自前の恒久的施設である大学教育開発のためのセンターを持つようになり、そこからの資金をはじめ大学自体の恒常的資金（permanent institutional funds）がFDを支えるようになった。その基礎には、大学の教授法開発は教学担当首脳部の責任であると思なされるようになり、大学の学長らも、教授法問題に言及するようになったというような変化がある、という。

この間、おそらくFDは、それらの教授法開発センターの責務になったのであろう。ガフらは指摘する。すなわちそれらのセンターは、教員たちの需要によってよりは、むしろ管理者たちのデザインによって動かされることが少なくないものの、しかしそれだけでなく、「草の根」をなすファカルティーの支援で支えられつつ動く、という面をも失っていない、と。

その後の動きの中でガフたちが強調しているのは二つのトピックである。

一つは、大学院生たちの訓練、二つは、学会のFD参加である。

大学院生たちは、多くの大学でティーチング・アシスタントとして働く。しかし近年になると、それに対する意識が変わった。「ティーチング・アシスタントは安価な労働力では

なく、『成長しつつある専門家』である」という考え方が生まれてきた。彼らへの訓練内容にも、教授と学習に関する基本知識の習得、他人の授業の観察とその応用、自分の授業の公開、専門的助言を惜しまない同僚や先輩の獲得、将来到達する職業に関して十分に意識しさらに大学やカレッジがいかに多様なものであるかを知ること、等の新しい項目が取り入れられるようになった。

学会がFD事業に乗り出してくるようになったこともまた変化の一つだとガフらは言う。その例として特に全米社会学会、全米数学会などの活動をあげている。

以上のような展望をふまえて、ガフらは特に、

- ① FDは大学そのものに基礎を置くべきである。その意味での institutionalizationこそ肝要である。
- ② 大学教員の仕事(professoriate)は複雑化し拡大しつつある。その中でのFDの役割はますます大きくなる。

という2点を挙げて結論とし、また今後の課題としている。

以上紹介したガフらの整理が果たして適切なものであるかどうか、他の整理もあるかと思うが、今は確かでない。しかし学ぶべきヒントに満ちた論文であることは確かである。

1975年刊のガフの著書は、先述の広島大学大学教育研究センターの文献目録でも解説されており(Jerry G. Guff 著『教授団の活性化をめざして— Toward Faculty Renewal 1975, Jossey-Bass)、上記論文の前提には、確かな蓄積があるものと見られる。掲載誌の著者紹介によれば、ガフは全米カレッジ協会の副会長を務め、シラキュース大学で社会心

理学の博士号を取った上で、70年代を通して多くの大学で大学を基盤とするFDプログラムの指導者をつとめ、さらにアンダーグラジュエート段階の一般教育の改善に貢献した専門家であるという。一方シンプソンは、ジョージア大学の教授開発センター所長であり、高等教育および科学教育の教授であると記されている。

この論文は、専門家による具体性に富む整理の成果であると思われるのである。

5 何を学ぶべきか

以上、日本へのFD概念の導入過程とアメリカでのFDの紹介ノートを書いてきた。それらから、日本で今後FDを進行・拡大するに当たって何が示唆的であるかを述べて結びに代えよう。

(1) 前号で筆者は、1950年代のはじめから90年代後半までのアメリカで professoriate ないし scholarship がどのように変容・発展してきたかを素描してみた。

大まかに言えば、80年代後半あたりから、それまでの「発見(=研究)」と「教授」という古典的な二元論に対して付加すべき、新しい専門職者性の内容が登場した(ボイヤー、1990)。それらは「統合」「応用」といったタームで表されている。また、大学内部での学科・学部の壁を越える仕事、勤務する大学全体への貢献、地域への参画、そして変動する価値や文化に対応して大学を変革する、といった大学教員の新しいミッションが意識されているらしいことも分かった(ケネディー、1997)。

(2) ガブラのFD発展史叙述からも professoriate の変化とFDの変容との関連は、随所に伺い知ることができる。しか

し、その結果、果たしてFDの具体的な展開(つまりFD活動のソフト面)にどうい

う変化が生まれたのかについては、上記の論考は正面から述べていない。むしろ施設、管理、条件といったハード面に叙述の重点が置かれているように思われる。アメリカにおけるFD活動の具体的な形態や内容、つまり実践のソフト面に関する情報を知ることとは、今後に残された課題である。

(3) 大学教員の専門性、その持つべきミッションの再検討や研究は、日本ではまだまだ未熟である。FDの今後の研究には、この作業が不可欠であると思う。

すでに触れたように、日本の当面のFD展開は、もっぱら法令的な、いわば「上から」のイニシャティープで行われている。画一性、強制性、テーマの押しつけといったトップダウン方式の弊害がFDを支配するという事態も、今後の各大学の経営危機のもとで予想できないことではない。アメリカのスカラシップ論が当然の前提としている、アカデミック・フリーダムの保障という観点を抜きにすることはできないであろう(寺崎、1999)。

現在、日本におけるFDに関する論説の多くは、力点をもっぱら形態や開催の様式といった点に置いているように見受けられる(一例として、井下理、2003)。

しかし今後望まれるのは、上記のような「質」の面に切り込んだ研究や調査、さらに実践の交流である。

(4) アメリカでも認識されてきたようであるが、大学教員がキャンパス内で責任を持つことを期待される「教育」活動は、もちろん正課教育だけではない。

従来「正課外教育」と呼ばれてきたさま

ざまな活動、例えば学習支援、サークル・クラブの指導、講演会やシンポジウムの企画、さらには学生・大学院生らの個人的な研究指導やさらには生活指導等の諸活動である。今後はインターンシップ先の開拓や交渉作業、フィールドスタディーの準備や指導、導入教育の企画、さらに「高大連携」を行う際の高校授業への協力方法開発といった、正課と正課外の境界に位置する仕事が増えることも十分に予想される。学生の質の変化を考慮すれば、このような側面への配慮が、今後の日本のFDの展開にとって不可欠になってくると思われるのである。80年代半ばの導入期の理解に止まらない発展が必要になってくるであろう。

2で触れたように、現行大学設置基準の規定では、FDは「授業改善」という狭い範囲に限定されるというかたちになっており、上述の諸点は、そもそもカテゴリー的に無視されている。1991年の同設置基準が大改訂（大綱化）された際、「教育課程」という範疇が登場した。それはそれとして注目すべき進歩ではあったが、しかし戦後教育学界の常識に反して、その「教育課程」とは正規の授業・カリキュラムに限定されていた。その錯誤がFD登場の1999年まで引きずられて来たと言えないこともない。だがそれでは不十分となる時期が必ず来るであろう。

(5) 日本のFDは、文字どおりファカルティーすなわち教員（集団）の能力開発に限局されてきた。それでよいのか、という問題は重く残っている。

関氏や香取氏が早く指摘しているように、イギリスの理解はそれと異なる。職員の能力開発も含むSDあるいはSDUというタ

ームで「教職員」の能力開発がカバーされている。

大学の改革と生き残りが課題となっている今、職員の識見・能力は大学の運命を左右する。FD（とされている活動）の対象に職員を加えること、並びにその成果に期待することは、まさに緊急の課題だと見られるからである。言葉を換えると、アメリカモデルに止まらないFD理解が今後求められ、さらに日本での創意工夫も待たれているのである。

〔追記〕

近年のFD研究については筆者はなお精通するにいたっていない。最近刊の著作として山内乾史氏による展望的著作もある（山内、2004）。参照をお勧めしたい。

また、ガフらの論考については、大学教育学会会員・目白大学・奈良雅之氏の教示を受けた。謝意を表したい。

参考文献

- 1 大佐古紀雄・白川優治「大学改革がわかるキーワード50」（アエラ・ムック 93、『大学改革がわかる』朝日新聞 2003年10月）
- 2 絹川正吉「一般教育学会におけるFDの展開」（大学教育学会25年史編纂委員会編『あたらしい教養教育を求めて—大学教育学会25年の歩み—未来への提言』所収、東信堂）
- 3 清水畏三「FDをめぐる関連諸問題—米国はteaching優先時代へ—」『一般教育学会誌』9巻2号、1987年）
- 4 原一雄「FD活動のあり方と今後の実践課題」『大学教育学会誌』21巻2号、1999年

- 5 関正夫「Faculty Development に関する一考察—英・米の場合」『一般教育学会誌』8 巻 1 号、1986 年
- 6 香取草之助他「欧米における Faculty Development の調査研究 — 第 2 報 — 英国の高等教育における Staff Development の最近の動向と我が国の Faculty Development の今後について」『一般教育学会誌』10 巻 1 号、1988 年
- 7 伊藤彰浩編『ファカルティ・デベロップメントに関する文献目録および主要文献紹介』広島大学大学教育研究センター、高等教育叢書 4、1990 年
- 8 片岡徳蔵・喜多村和之編『大学授業の研究』玉川大学出版部、1989 年
- 9 一般教育学会編『大学教育研究の課題—改革動向への批判と提言』玉川大学出版部、1997 年
- 10 大学教育学会 25 年史編纂委員会編、前掲本目録 2 参照。
- 11 ボイヤー、有本章訳『大学教授職の使命』玉川大学出版部、1996 年、原著は 1990 年。
- 12 ケネディー『Academic Duty』（坂本辰朗・立川明他訳として東信堂より近刊予定）
- 13 寺崎昌男「FD とアカデミック・フリーダム」『大学教育学会誌』21 巻 2 号（同、『大学教育の創造』東信堂、1999 年）に収録）。
- 14 井下理「ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実践（京都大、国際基督教大など」（前掲 1『大学改革がわかる』2003 年所収）
- 15 山内乾史『現代大学教育論』東信堂、2004 年

{	立教学院 本部調査役 立教大学 総長室調査役 東京大学・桜美林大学 名誉教授 財団法人 中央教育研究所理事長 中部大学 客員教授
---	---